

登録無料・3年間掲載

洲本市空き家バンク に登録しませんか



洲本市空き家バンクとは？

市内の空き家を「売りたい・貸したい」空き家所有者と、「買いたい・借りたい」利用希望者の橋渡しをする制度です。

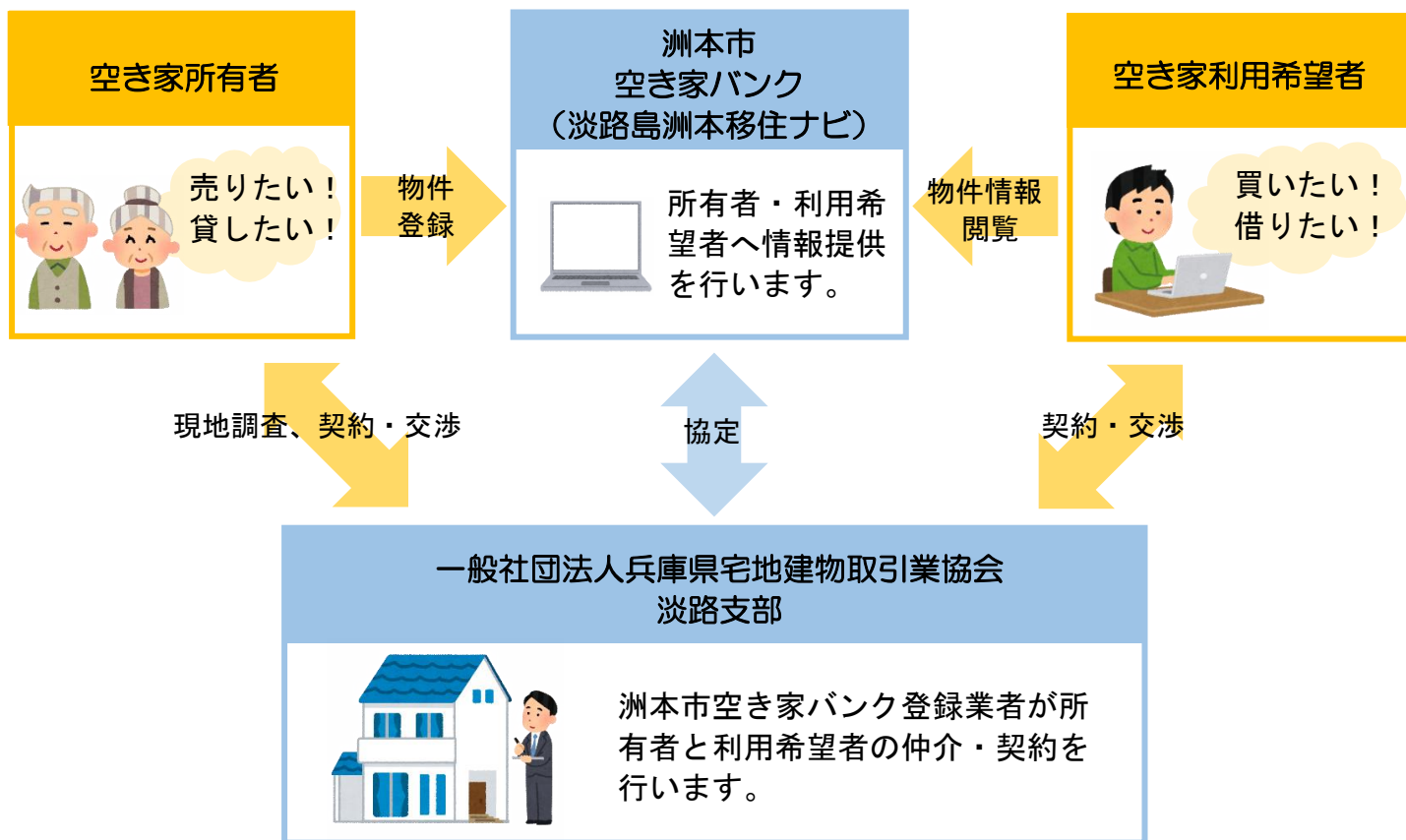
空き家所有者は「空き家バンク」へ物件を登録すると、物件情報を「買いたい・借りたい」と考えている空き家利用者へ広く情報提供することができます。

＼ 一度ご覧ください！ ／

淡路島洲本移住ナビ



空き家バンクの仕組み



※通常の不動産売買と同じく、媒介手数料が発生します。

登録申込みできる空き家は？

以下の項目にすべてあてはまる住宅です。

- ①個人が居住を目的として建築したもの
- ②生活する上で最低限必要となる生活機能を有しているもの
- ③現に居住していない又は近く居住しなくなる予定のもの
- ④洲本市内に存在するもの

※賃貸、分譲等を目的とする住宅は除きます。

※登録申込みできるのは、空き家に係る所有権を有し、空き家の売却又は賃貸等を行うことができる方であって、所有者として登記されている方です。

空き家バンク登録までのステップ

ステップ1 登録申込み

洲本市役所まで以下の書類を提出してください。（郵送提出可）

- ①洲本市空き家バンク登録申込書兼宣誓書
- ②洲本市空き家バンク事前調査立会い委任状（事前調査の立会いを他者に委任する場合）

ステップ2 担当不動産業者の決定・事前調査の日程調整

一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部により、洲本市空き家バンク登録業者の中から担当不動産業者を選定します。事前調査の日程調整について、担当不動産業者から申込者（受任者）へ連絡します。

ステップ3 物件の事前調査への立会い

申込者（受任者）立会いのもと、担当不動産業者が物件を調査します。

ステップ4 媒介契約締結

ステップ5 洲本市空き家バンクへの情報掲載

事前調査の結果、空き家バンクへの登録が適切である場合は、洲本市空き家バンク（淡路島洲本移住ナビ）へ物件情報を掲載します。（3年間掲載）

ステップ6 売買・賃貸の交渉・契約

空き家を利用したい方が見つかった場合、担当不動産業者から申込者へ連絡します。担当不動産業者を通じて、売買（賃貸）契約を進めます。



申込みに必要な
書類はこちらから！

洲本市役所 空き家バンクホームページ
<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/22/15538.html>



お問い合わせ先

洲本市都市整備部都市計画課
空き家対策係

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

☎0799-24-7611（直通）

E-mail : toshikei@city.sumoto.lg.jp